

議案第38号

さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について

さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計条例（平成17年さいたま市条例第27号）
- (2) さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例第120号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前のさいたま市南平野土地区画整理事業特別会計条例によるさいたま市南平野土地区画整理事業特別会計に係る平成29年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。